

よくあるご質問

Ver.1.0
2026年5月25日（月）

令和8年度 重要市場事業 事務局



令和7年度補正事業との比較 (1/2)

分類	質問	回答
令和7年度補正事業からの変更点	前回（令和7年度補正事業）からの変更点はありますか。	令和7年度補正事業からいくつか変更点がございます。主な変更点は下の表をご確認ください。

分類	令和7年度補正事業	令和8年度事業
交付申請区分	－	主申請者、主申請者相当（構成員）、共同申請者の分類を追加
ベースラインおよび輸出目標の重複について	－	1つの事業者が複数の事業に参画する場合やR7補正事業に採択されている場合、公募申請時点でベースライン・輸出目標額の重複排除が必要な旨を追加
申請できない経費	－	認定品目団体の入会金、会費、事業負担金に相当する経費を追加
補助対象経費一覧	－	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費、広告宣伝費等：月次報告・精算時に3社以上の見積書が必要な旨を明記 ・機器・備品費：売却益が発生するときは売却益の控除が必要な旨を明記 ・借上げ費：リースの場合は事業実施期間中のリース料に対して補助を行う旨を明記
連携先の判定について	事業実施主体との契約関係に基づいて、事業実施主体と有機的に連携して輸出に取り組む事業者・団体等	主申請者単独で認定品目団体会員要件を満たせない場合に限り、他の事業者と連携しての要件を満たすことを目的とし、「1社のみ」申請することが可能
共同での事業実施	－	<ul style="list-style-type: none"> ・連携先ではない事業者でも共同申請を行うことが可能とする ・共同申請者の経費は主申請者が取りまとめを行ったうえで申請が必要
共同申請者の判定について	－	輸出事業を実施し、かつ補助対象となる経費を申請する場合は共同申請者として申請する必要がある旨を明記
補助事業の開始日	－	交付申請と同時に交付決定前着手届が提出されている場合は、事前着手した日（契約・申込等を行った日）を補助事業の開始日とできる旨を明記
任意の加点項目の変更	(12) 令和7年の米国の関税措置等の輸出先国・地域での通商環境の変化により影響を受け、又は受けるおそれの高い事業者の販路確保支援など、通商環境の変化に迅速に対応するものであること。	「米国、中国又は中東のいずれかにおいて、直近2年以上の期間にわたる輸出の実績を有する」に変更

令和7年度補正事業との比較 (2/2)

分類	令和7年度補正事業	令和8年度事業
<p>応募申請書類一覧 ＜事業実施主体＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画書（Jグランツへの入力） 指定様式 1 実施計画内容説明書（輸出実績、目標等含む） 指定様式 2 連携先情報 ※連携先の数だけ提出必要 品目団体の会員もしくは申請中であることがわかる資料 会員になることが困難である理由書 現在事項全部証明書（発行後3カ月以内） 代表者の住民票（発行後3カ月以内） 定款 決算書（直近3年分） 会社案内、組織図 経理規程等の組織運営に関する規約 米国の関税措置等の影響を受けていることがわかる証憑 輸出促進法第38条第1項に規定する認定輸出事業者又は認定輸出事業者であることがわかる証憑 フラッグシップ輸出産地又はフラッグシップ輸出産地である者を構成員として含む団体であることがわかる証憑 事業計画補足資料 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画書（Jグランツへの入力） 指定様式 実施計画内容説明書（輸出実績、目標等含む） 指定様式 2 連携先情報 ※連携先の数だけ提出必要 品目団体の会員もしくは申請中であることがわかる資料 会員になることが困難である理由書（Jグランツへの入力） 現在事項全部証明書（発行後 3 カ月以内） 代表者の住民票（発行後 3 カ月以内） 定款 決算書（直近 3 年分） 会社案内、組織図 経理規程等の組織運営に関する規約 米国の関税措置等の影響を受けていることがわかる証憑 輸出促進法第38条第1項に規定する認定輸出事業者の認定証（写） フラッグシップ輸出産地又はフラッグシップ輸出産地である者を構成員として含む団体であることがわかる証憑 事業計画補足資料 <p>→「会員になることが困難である理由書」をJグランツへの入力に変更、「指定様式2」および「米国の関税措置等の影響を受けていることがわかる証憑」の提出を不要に変更、「指定様式1」の名称を「指定様式」に変更</p>
<p>応募申請書類一覧 ＜連携先＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定様式 2 連携先情報 ※連携先の数だけ提出必要 品目団体の会員もしくは申請中であることがわかる資料 現在事項全部証明書（発行後3カ月以内） 代表者の住民票（発行後3カ月以内） 定款 決算書（直近3年分） 会社案内、組織図 経理規程等の組織運営に関する規約 	<ul style="list-style-type: none"> 指定様式 2 連携先情報 ※連携先の数だけ提出必要 品目団体の会員もしくは申請中であることがわかる資料 現在事項全部証明書（発行後3カ月以内） 代表者の住民票（発行後3カ月以内） 定款 決算書（直近3年分） 会社案内、組織図 経理規程等の組織運営に関する規約 <p>→「指定様式2」および「決算書（直近3年分）」の提出を不要に変更</p>

よくあるご質問

分類	質問	回答
制度の基本について	「重要市場」に関する支援の目的は何ですか。	重要市場における商流の維持・拡大に向け、日本製品の競争力強化を図り、輸出拡大を実現するための取組に要する費用を補助することです。
制度の基本について	補助対象となる取組の事業内容はどんなものがありますか。	①販路拡大、②高付加価値化、③コスト削減の3つが補助対象となる事業内容です。複数の事業内容を同時に実施することもできますが、申請の際は主たる事業内容を1つ選択して申請いただく必要があります。
制度の基本について	概算払いは可能ですか。	概算払いはできません。本事業は事業完了後の精算払いのみとなります。
制度の基本について	「事業実施主体」「連携先」「委託先等」の違いは何ですか。	「事業実施主体」は、本事業へ申請し、輸出事業へ主体的に取り組む事業者・団体等を指します。 「連携先」は、事業実施主体と有機的に連携して輸出に取り組む事業者・団体等の内、認定品目団体会員要件を満たすために事業実施主体と連携する事業者・団体（共同申請者を除く）を指します。 「委託先等」は、事業実施主体又は連携先からの委託・外注等を受けて、取組の一部を間接的に実施する事業者・団体等を指します。

よくあるご質問

分類	質問	回答
制度の基本について	事業実施主体が認定品目団体会員要件を満たさない場合、どのような条件で応募が可能となりますか。	<p>事業実施主体（主申請者・主申請者相当・共同申請者）が認定品目団体会員要件を満たさない場合においては以下のとおりとする</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体のいずれかが認定品目団体会員となることが可能な場合は、事業実施主体は必ず認定品目団体会員とならないといけない（主申請者・主申請者相当・共同申請者のうち1社で可） 事業実施主体のいずれも認定品目団体会員となることができない場合に限り、認定品目団体会員要件を満たす連携先を選定すれば応募が可能

主申請者・共同申請者が会員になれるかどうか	主申請者が会員かどうか	共同申請者が会員かどうか	共同申請者に入らない連携先が会員かどうか	判定	
会員になれる	会員である	共同申請なし	連携先なし	単独で申請可	
			連携先あり、会員である	単独で申請可（連携先は不要）	
			連携先あり、会員ではない	単独で申請可（連携先は不要）	
		共同申請あり、会員である	連携先なし	共同で申請可	
			連携先あり、会員である	共同で申請可（連携先は不要）	
			連携先あり、会員ではない	共同で申請可（連携先は不要）	
	共同申請あり、会員ではない	共同申請あり、会員ではない	連携先なし	共同で申請可	
			連携先あり、会員である	共同で申請可（連携先は不要）	
			連携先あり、会員ではない	共同で申請可（連携先は不要）	
		会員ではない	共同申請なし	連携先なし	申請不可
				連携先あり、会員である	申請不可（連携先が認定品目団体会員でも主申請者が会員になる必要がある）
				連携先あり、会員ではない	申請不可
共同申請あり、会員である	連携先なし		共同で申請可（主申請者が会員になれるが共同申請者が会員でOK）		
	連携先あり、会員である		共同で申請可（主申請者が会員になれるが共同申請者が会員でOK）（連携先は選択不要）		
	連携先あり、会員ではない		共同で申請可（主申請者が会員になれるが共同申請者が会員でOK）（連携先は選択不要）		
共同申請あり、会員ではない	共同申請あり、会員ではない	連携先なし	申請不可		
		連携先あり、会員である	申請不可（連携先が認定品目団体会員でも主申請者か共同申請者が会員になる必要がある）		
		連携先あり、会員ではない	申請不可		
	会員になれない	会員ではない	共同申請なし	連携先なし	申請不可
				連携先あり、会員である	単独で申請可（連携先の選択は必須）
				連携先あり、会員ではない	申請不可
共同申請あり、会員ではない			連携先なし	申請不可	
			連携先あり、会員である	共同で申請可（連携先の選択は必須）	
			連携先あり、会員ではない	申請不可	

よくあるご質問

分類	質問	回答
制度の基本について	どのような場合に連携先の選定が必要となるか教えてください。	事業実施主体が認定品目団体会員要件を満たすことができず、共同実施で認定品目団体会員要件を満たす場合に限り、当該事業者を「連携先」としていただく必要があります。なお、連携先は1社のみ選定が可能です。

事業実施主体区分	事業実施主体		共同実施先			共同実施先の申請区分	備考
	輸出実績※1	認定品目団体会員	認定品目団体会員	輸出実績※2	輸出事業実施(=目標設定)		
民間事業者等	○	○	×	—	×	委託先等orその他	
	○	○	×	—	○	委託先等orその他	
	○	○	○	—	×	委託先等orその他	事業実施主体が認定品目団体会員要件を満たしているため、連携先にする必要はない
	○	○	○	—	○	委託先等orその他	同上
	○	×	×	—	×	申請不可※3	認定品目団体会員要件を満たさないため申請不可
	○	×	×	—	○	申請不可※3	認定品目団体会員要件を満たさないため申請不可
	○	×	○	—	×	連携先	共同実施先で認定品目団体会員要件を満たすため、必ず連携先にする
	○	×	○	—	○	連携先	同上

※1 事業実施主体の輸出実績は必須、連携先に輸出実績があっても事業実施主体に輸出実績がなければ、輸出実績の要件は満たさない

※2 事業実施主体の輸出実績要件が必須のため、共同実施先は輸出実績がなくても事業への参加は可能

※3 別の共同実施先が認定品目団体会員要件を満たしていれば、認定品目団体会員ではない共同実施先も事業への参加は可能。その場合「委託先等orその他」として申請すること

よくあるご質問

分類	質問	回答
制度の基本について	事業実施主体が協議会等の場合で、構成員で認定品目団体会員要件を満たす場合、構成員は連携先になるのでしょうか。	事業実施主体が協議会等の場合、構成員に認定品目団体会員が含まれていれば、事業実施主体が認定品目団体会員要件を満たしていることになります。構成員は「連携先」ではなく「その他」として申請してください。

事業実施主体	事業実施主体		共同実施先（構成員）			共同実施先（構成員）の申請区分	備考
	輸出実績※1	認定品目団体会員	認定品目団体会員	輸出実績	輸出事業実施（＝目標設定）		
協議会等	—	○	×	○	○	主申請者相当	
	—	○	×	○	×	その他	
	—	○	×	×	○	申請不可※3	構成員含めて、輸出実績要件を満たさないため
	—	○	×	×	×	申請不可※3	同上
	—	○	○	○	○	主申請者相当	
	—	○	○	○	×	その他	
	—	○	○	×	○	申請不可※3	構成員含めて、輸出実績要件を満たさないため
	—	○	○	×	×	申請不可※3	同上
	—	×	×	○	○	申請不可※2	構成員含めて、認定品目団体要件を満たさないため
	—	×	×	○	×	申請不可※2	同上
	—	×	×	×	○	申請不可※2,3	構成員含めて、認定品目団体要件、輸出実績要件を満たさないため
	—	×	×	×	×	申請不可※2,3	同上
	—	×	○	○	○	主申請者相当	
	—	×	○	○	×	その他	
	—	×	○	×	○	申請不可※3	構成員含めて、輸出実績要件を満たさないため
	—	×	○	×	×	申請不可※3	同上

※1 協議会等の場合、協議会自ら、もしくは協議会の構成員に輸出実績があれば、事業実施主体として輸出実績の要件は満たす

※2 別の構成員が認定品目団体会員要件を満たしていれば、認定品目団体会員ではない構成員も事業への参加は可能。その場合も「その他」として申請すること

※3 別の構成員が輸出実績要件を満たしていれば、輸出実績がない構成員も事業への参加は可能。その場合も「その他」として申請すること

よくあるご質問

分類	質問	回答
制度の基本について	「共同申請者」とは何ですか。	<p>「共同申請者」は、事業実施主体・主申請者と有機的に連携して輸出事業に取り組む事業者・団体で、自ら輸出事業を実施し、補助対象となる経費を申請する事業者・団体等を指します。</p> <p>共同申請者に区分される事業者がいる場合、採択後に書類の提出が必要となります。提出書類は下の図表をご確認ください。</p> <p>なお、これらの提出書類は、公募申請時に提出を求めるものではありません。</p>

事業者の区分	交付申請時の提出予定書類 ※公募申請時は提出不要※
共同申請者が「法人」の場合	<ul style="list-style-type: none"> 共同申請者の登記簿 会社案内 組織図 定款 決算書（直近3年分）
共同申請者が「任意団体」の場合	<ul style="list-style-type: none"> 代表者の住民票 組織概要 組織図（代表者名の記載があるもの） 経理規程等の組織運営に関する規約 決算書（直近3年分）
共同申請者が「個人事業主」の場合	<ul style="list-style-type: none"> 代表者の住民票 確定申告書（直近3年分）

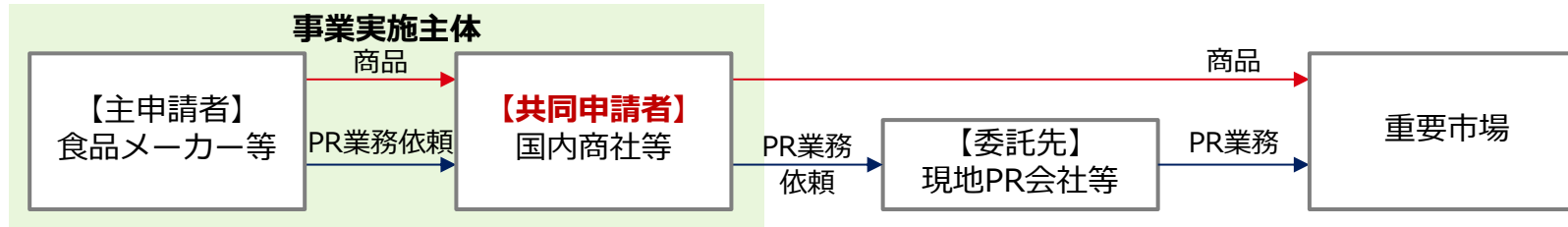
よくあるご質問

分類	質問	回答
制度の基本について	「共同申請者」と「委託先等」の補助対象経費の違いは何ですか。	共同申請者の人件費については「実績単価」を適用する一方、委託先等においては「受託単価」が適用されます。また、委託先等における機器・備品費、借上げ費および国際的な認証取得に要する経費については、委託元へ納品する場合を除き、委託費に含めることはできません。

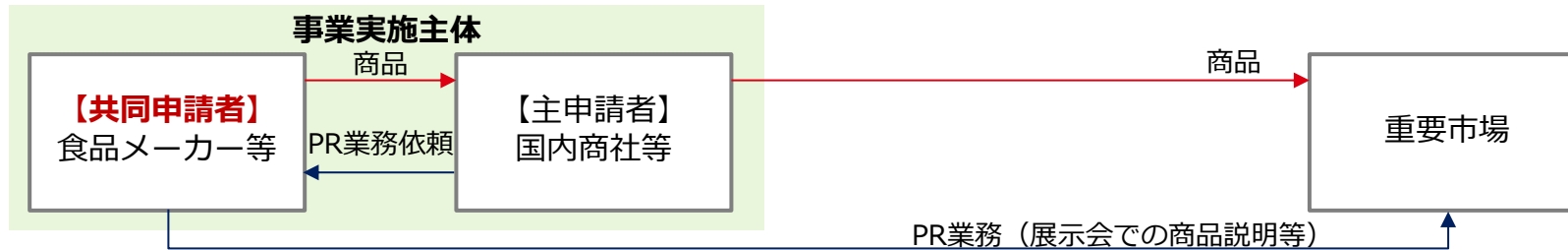
補助対象経費区分	補助率	主申請者 主申請者相当	共同申請者	委託先等
人件費	100%	実績単価	実績単価	受託単価
謝金	100%	○	○	○
賃金	100%	○	○	○
旅費	100%	○	○	○
賃借料および使用料	100%	○	○	○
広告宣伝費	100%	○	○	○
輸送費	100%	○	○	○
役務費	100%	○	○	○
印刷製本費	100%	○	○	○
消耗品費	100%	○	○	○
機器・備品費	50%	○	○	×
借上げ費	50%	○	○	×
委託費	100%	○	○	○
国際的な認証等を取得するために必要な経費	50%	○	○	×
その他	100%	○	○	○

よくあるご質問

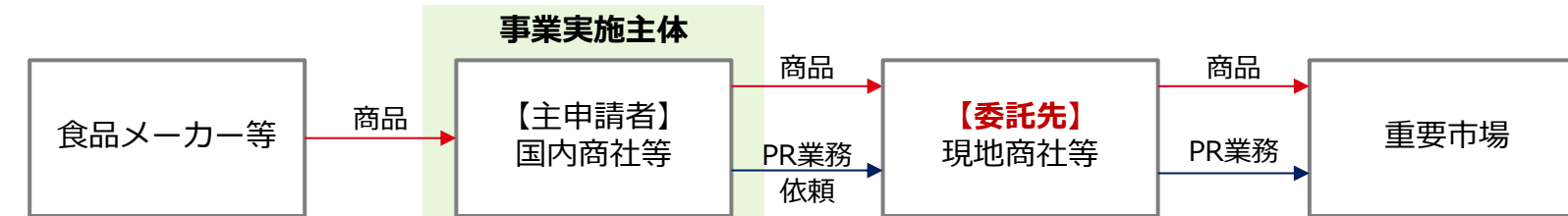
分類	質問	回答
制度の基本について	連携先に区分した事業者にはPR業務を委託する場合、当該事業者はどの区分に分類されますか。	商品の商流と同じ事業者にはPR業務等を委託する場合、自らの輸出事業のPRと同等とみなしうるため、原則、共同申請者と区分されます。



事業実施主体（主申請者）が食品メーカー等で、商品の販売先である国内商社等にPR業務を依頼する場合
→食品メーカーからの依頼であっても、当該PR業務は国内商社の売上に直結するため、**国内商社自らの輸出事業のPR業務に該当**し、委託先ではなく共同申請者として申請いただく必要有



事業実施主体（主申請者）が国内商社等で、商品の仕入れ元である食品メーカー等に現地展示会等でのPR業務を依頼する場合
→国内商社からの依頼であっても、当該PR業務は間接的に食品メーカーの売上となるため、**食品メーカー自らの輸出事業のPR業務に該当**し、委託先ではなく共同申請者として申請いただく必要有



事業実施主体（主申請者）が国内商社等で、現地商社（ディストリビューター）等にPR業務を委託する場合
→当該PR業務は現地商社等の売上に直結するものの、**国外企業の場合、主申請者および共同申請者にはなれないため、委託先として申請**いただく必要有

→ 商品の流れ
→ 業務の流れ

よくあるご質問

分類	質問	回答
制度の基本について	どのような事業者が共同申請者に該当しますか？	共同申請者は、連携先かどうかに関係なく、直接的・間接的に輸出事業を実施し、かつ人件費・旅費等の補助対象経費の申請を行う場合、共同申請者に該当します。

連携先かどうか	本事業で直接・間接的に輸出事業を実施するか	人件費・旅費等の補助対象経費を申請するか	共同申請者判定	備考
連携先に該当する (主申請者が認定品目団体会員要件を満たさない)	実施する	申請する	共同申請者に該当	連携先ではない
		申請しない	非該当	連携先のみ
	実施しない	申請する	非該当 (委託費として申請)	連携先かつ委託先等
		申請しない	非該当	連携先のみ
連携先に該当しない (主申請者が認定品目団体会員要件を満たしている)	実施する	申請する	共同申請者に該当	
		申請しない	非該当	
	実施しない	申請する	非該当 (委託費として申請)	委託先等
		申請しない	非該当	

よくあるご質問

分類	質問	回答
制度の基本について	本事業により輸出拡大に取り組もうとする商品が、輸出重点品目に該当するかが分かりません。 (例：冷凍寿司は、「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」に該当するか否か等)	本事業の取組の対象として申請いただいた物品が重点品目に該当するかどうかは、社会通念上、同一と認められるかという観点で、農林水産省が確認します。対象とする予定の品目について、重点品目に該当するか疑義がある場合は、申請前に事務局までお問い合わせください。

(例①) 粉末茶 → 「茶」に**該当します**。

(例②) ほたて貝玉冷 → 「ホタテ貝・ホタテ貝加工品」に**該当します**。

(例③) ぶりフィレ → 「ぶり」に**該当します**。

(例④) 冷凍寿司 → 「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」に**該当します**。

(例⑤) カステラ → 「菓子」に**該当します**。

(例⑥) ヨーグルト → 「牛乳乳製品」に**該当します**。

(例⑦) たいを加工する際に発生するあらを利用したふりかけ → 「たい」には**該当しません**。

よくあるご質問

分類	質問	回答
事業実施主体について	今回の事業に応募できるのはどのような団体ですか。	本事業に応募することができる事業実施主体は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人又は法人格を有しない団体のうち輸出・国際局長が特に必要と認める団体のいずれかです。
事業実施主体について	認定品目団体の会員以外の事業者でも申請できますか。	認定品目団体の会員と有機的に連携して事業を実施することを前提に、申請することができます。 また、認定品目団体の直接会員ではないものの、所属する団体等が認定品目団体の構成員であれば申請できます。
事業実施主体について	認定品目団体の会員になれない合理的な理由とはどのようなものが該当するのでしょうか。	例えば、認定品目団体の会員となれるのが当該品目のメーカーのみに限られている場合、商社は認定品目団体の会員になることはできません。このような場合は合理的な理由として認められます。
事業実施主体について	海外現地法人は本事業の事業実施主体になれますか。	海外現地法人は、本事業の事業実施主体になることはできません。ただし、組織運営に関する要件等を満たす団体が事業実施主体である場合に、当該団体の構成員に海外現地法人も含めることは可能です。
事業実施主体について	GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）への登録は必要ですか。	事業実施主体は必ずGFPコミュニティサイトへ登録する必要があります。一方で、連携先の登録は必須ではありません。仮に連携先が登録していたとしても、事業実施主体が登録していなければ要件を満たしたことにはなりません。

よくあるご質問

分類	質問	回答
輸出実績について	申請にあたって、海外への輸出実績は必要ですか。	事業実施主体（主申請者）は、輸出実績を有しておく必要があります。また、本事業の対象とする国・地域において、直近2年以上の期間にわたる輸出の実績を有する必要があります。
輸出実績について	申請の1年前に輸出を一度行っておりますが、輸出実績として認められますか。	2024年5月～2025年4月末、2025年5月～2026年4月末の期間において、両期間に要件を満たす輸出実績が必要です。 2年間、毎月連続した輸出実績ではなく、単月の輸出実績があった場合でも、「その年に輸出実績があった」として認められます。 なお、テストマーケティング等の輸出実績は、実績として認められません。
輸出実績について	輸出実績について証拠書類は必要ですか。	公募申請にあたっては、事業実施計画書に証拠書類の添付は不要ですが、必要に応じて証拠書類を確認させていただく場合がありますので、あらかじめご準備いただきますようお願いいたします。
輸出実績について	イスラム諸国やEUは、それぞれの地域の1か国に輸出実績があれば、その地域すべての国に輸出実績があるとみなされますか。	個別の国ごとに輸出実績をカウントします。地域内の他国については、当該国への輸出実績がない場合、輸出実績があるとはみなせません。 例えば、EU地域において、フランスにのみ輸出実績がある場合、取り組みを行うことができるのはフランスのみであり、スペインといった輸出実績のない国への取り組みは申請できません。
輸出実績について	商社を介した輸出を行っていますが、輸出実績としてみなされますか。	商社等を介した間接貿易であっても輸出実績となります。
輸出実績について	商社を介した輸出について、証拠書類はどういったものを準備すべきですか。	事業実施主体が商社に卸していることが証明できる書類と、商社がどの国に輸出しているかがわかる書類をご準備ください。

よくあるご質問

分類	質問	回答
輸出実績について	連携先に輸出実績があれば、輸出実績がない事業者も事業実施主体として輸出実績の要件は満たしますか。	連携先に輸出実績があったとしても、輸出実績がない事業者は事業実施主体としての輸出実績要件は満たしません。 輸出実績がある連携先が事業実施主体としてご申請いただくか、当該連携先と団体を組んでの申請をご検討ください。なお、協議会等の構成員が輸出実績を有する場合、当該協議会等が輸出実績ありとみなすことが可能です。

事業実施主体区分	事業実施主体	連携先	協議会等構成員	輸出実績要件充足	備考
民間企業等	輸出実績あり	輸出実績あり	—	○	
		輸出実績なし	—	○	事業実施主体に輸出実績があれば連携先に輸出実績がなくても実績要件は充足
	輸出実績なし	輸出実績あり	—	×	連携先に輸出実績があっても、事業実施主体にない場合は実績要件は充足しない
		輸出実績なし	—	×	
協議会等	輸出実績あり	—	輸出実績あり	○	
		—	輸出実績なし	○	
	輸出実績なし	—	輸出実績あり	○	協議会等に輸出実績がなくても、構成員に輸出実績があれば実績要件は充足
		—	輸出実績なし	×	

よくあるご質問

分類	質問	回答
輸出実績について	団体として申請を行う場合、団体に参加する事業者の輸出実績を、団体の輸出実績として申請することはできますか。	団体に参加する事業者の輸出実績を、団体の輸出実績として申請することができます。
輸出実績について	連携先にも直近2年以上の輸出実績は必要ですか。	連携先に輸出実績がない場合でも申請いただくことは可能です。 輸出実績のある事業実施主体と連携して輸出事業を実施する場合、連携先は輸出実績がなくても、輸出事業を実施できます。

よくあるご質問

分類	質問	回答
補助対象経費について	どのような経費が補助対象ですか。	本事業の対象として明確に区分でき、証拠書類で金額の確認が可能なものが対象です。詳細は公募要領をご確認ください。
補助対象経費について	PC・カメラなどの機器の購入にかかる費用は補助対象経費ですか。	PC・カメラなど、他の事業にも利用可能な汎用性の高い機器の購入費用などは申請できません。
補助対象経費について	建物・車両の購入は補助対象ですか。	輸出拡大に資する取組以外に利用可能な汎用性の高いものであるため、これらの購入は対象外です。
補助対象経費について	他の補助金との併用は可能ですか。	他の補助金の交付対象となっている経費について申請することはできません。
補助対象経費について	社内発注を行う場合の役務費・委託費は補助対象経費になりますか。	役務費の場合、民間企業内部で社内発注する場合は、利潤を排除した実費弁済が対象です。委託費の場合、利潤を排除した実費弁済の経費のみ対象であり、また、本事業の主たる部分を委託することはできません。
補助対象経費について	海外現地法人が機器を現地に導入することはできますか。	組織運営に関する要件等を満たす団体の構成員である海外現地法人であって、本事業に不可欠な機器の導入であれば対象となります。また、海外に設置する機器を購入できる取組主体は、日本法人の出資比率が過半を占める現地法人に限ります。 なお、団体は、法定耐用年数期間中は目的外使用、譲渡、貸付又は担保に供するなどの財産処分を制限する必要があるほか、国が必要に応じて行う現地調査等を受検する必要があります。

よくあるご質問

分類	質問	回答
補助対象経費について	ジェトロが支援するような大型展示商談会への出展費用は支援対象ですか。	ジェトロや品目団体が実施する展示会出展や商談会については、その参加のための経費の支援を受けられる補助事業がそれぞれ措置（戦略的輸出拡大サポート事業、品目団体等輸出力強化支援事業）されているため、これらの事業の活用をご検討ください。
補助対象経費について	事業の事前着手で発生した経費に補助金は交付されますか。	補助金の交付決定を通知する前において発注等を完了させた経費については、補助金の対象にはなりません。事前着手届が提出された場合、その限りではありません。
補助対象経費について	ビジネスクラスの航空券の旅費も補助対象ですか。	航空券については、原則としてエコノミークラスのみが補助対象です。
補助対象経費について	補助対象経費の「定額」とはどのような意味ですか。	定額は、補助対象となる経費の100%を補助（経費1万円なら補助額1万円）という意味です。ただし、原則消費税額は補助対象になりません。

よくあるご質問

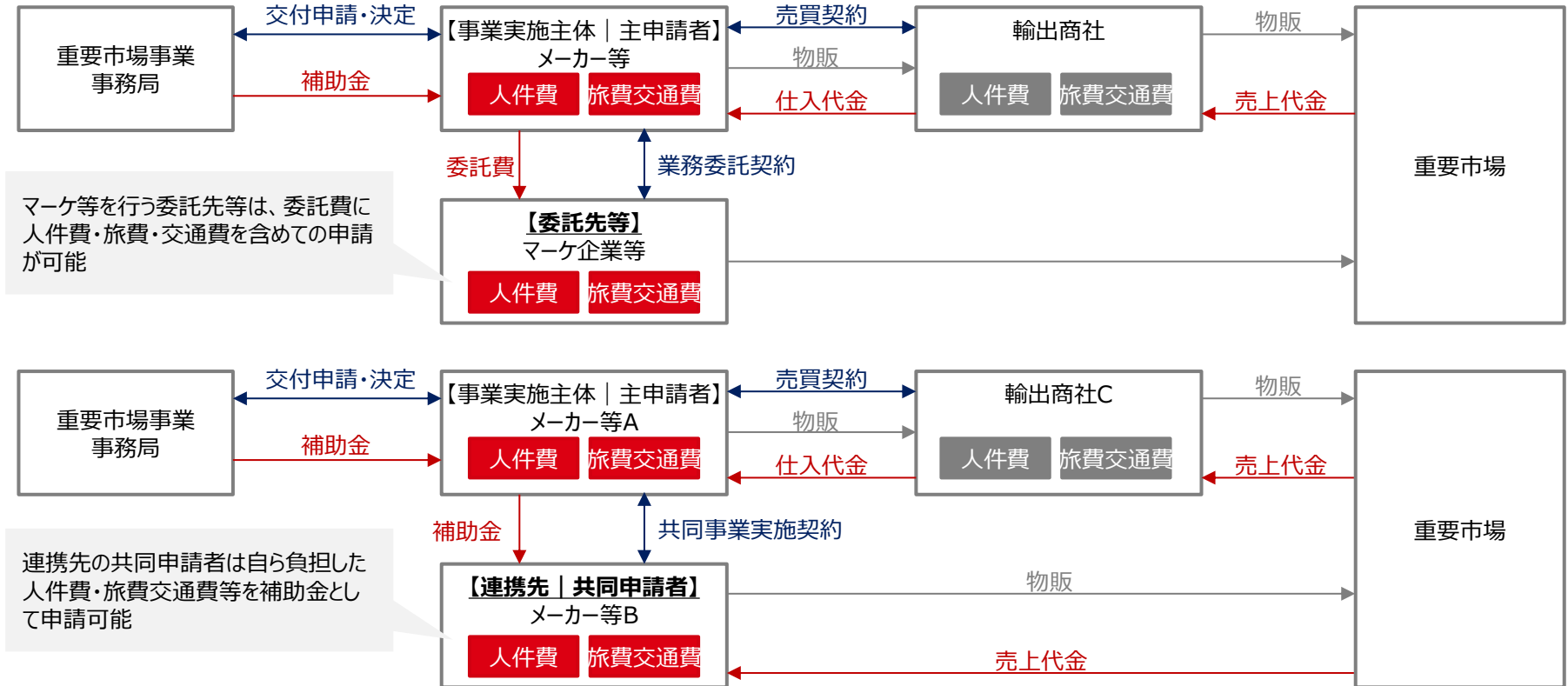
分類	質問	回答
補助対象経費について	3社以上の相見積が必要な経費は何ですか。	公募申請の段階で提出する必要はありませんが、原則すべての経費について、3社以上の相見積もりが必要です。 なお、賃借料及び使用料、広告宣伝費、輸送費、役務費、印刷製本費、消耗品費、機器・備品費、借上げ費、認証取得費が50万円未満の場合のみ相見積は不要です。
補助対象経費について	見積書は公募申請時点で提出する必要がありますか。	公募申請時点では、見積書を提出する必要はありません。 委託費については交付申請時点で少なくとも1社の見積書を提出してください。その後、契約前には3社以上の見積を比較した証跡を提出いただくこととなります。 委託費以外の費目については交付決定後の、月次報告の際に3社以上の見積書が必要なので速やかにご準備ください。
補助対象経費について	既に基本契約を結んでおり、長年取引のある事業者を委託先として選定したいと考えていますが、この場合でも、3社以上の相見積を取得する必要がありますか。	別途、個別契約を結んだうえで申請を行ってください。 なお、長年の付き合いがある事業者であったとしても、それを理由として随意契約は認められません。3社以上の相見積もりを取得の上、原則最安値に発注いただくようお願いいたします。
補助対象経費について	発注予定先が子会社の場合、見積を取らなくてもよいですか。	発注先が子会社であることは、3社見積を不要とする条件には該当しません。そのため、3社以上の見積を取得のうえ、選定理由書を作成し、原則として最安値の事業者へ発注していただきますようお願いいたします。

よくあるご質問

分類	質問	回答
委託費について	委託費を申請したいのですが、3社以上の相見積を取得する必要がありますか。	原則、一般競争入札等の相見積を取得する必要があります。そのうえで、最低価格を提示した事業者に発注を行ってください。
委託費について	委託費の計上を予定しています。3社以上の相見積も取得していますが、最低価格ではない企業に業務を委託したいと考えています。この場合、どのような証憑書類の提出が必要でしょうか。	公募申請の時点では必要ありませんが、最低価格ではない事業者への発注または特命発注を行う場合は、次の資料の提出が必要となります。 <ul style="list-style-type: none">・ 見積仕様書・ 選定した企業の見積書・ 選定理由書

よくあるご質問

分類	質問	回答
委託費について	委託先の旅費と人件費は補助対象経費ですか。	事業実施主体からの委託を受けて、マーケ等を行う委託先の人件費・旅費交通費等は事業実施主体の「委託費」として補助対象となります。 売買契約関係にある輸出商社等の人件費・旅費交通費等は、仕入代金と売上代金の差額から、輸出商社が負担するべきコストのため、原則補助対象外となります。（輸出事業以外で、同行してのプロモーション等、事業実施主体から業務委託を受ける場合を除く）



よくあるご質問

分類	質問	回答
人件費について	人件費の計上を予定しています。交付申請時に積算根拠となる資料を提出する必要があるとのことですがどんな資料を提出すればよいですか。	人件費等を補助対象経費として申請いただく場合、交付申請時に証拠書類をご提出いただきます。 下の図表の書類に限らず、本人に支払った給与・手当、雇用形態、所定労働時間、所定勤務日数、法定福利費の法人負担額がわかるものであれば、別の書類で代替しても問題ございません。 なお、これらの提出書類は、公募申請時に提出を求めるものではありません。

提出証憑	提出方法	注意事項等
雇用契約書/出向契約書	PDF Jグランツ添付	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、所定労働時間、所定勤務日数等が確認できること 資料名、申請企業名・人員名がわかるファイル名とすること 例：雇用契約書 株式会社農林水産省 鈴木太郎
給与・賞与明細（12か月分）	PDF Jグランツ添付	<ul style="list-style-type: none"> 各月の基本給、各種手当の項目および額が確認できること 給与管理システムから抽出されたデータであれば、各月の明細ではなく人員別の一覧表でも可 資料名、申請企業名・人員名・明細区分・対象月がわかるファイル名とすること 例：給与明細 株式会社農林水産省 2026年03月分 鈴木太郎 例：給与・賞与明細一覧 株式会社農林水産省 2025年分 鈴木太郎
月別の法定福利費等の事業主負担額がわかるもの	PDF Jグランツ添付	<ul style="list-style-type: none"> 各月の法定福利費等の項目および事業主負担額が確認できること 法定福利費等を管理しているシステムから抽出されたデータであれば、各月の明細ではなく人員別の一覧表でも可 資料名、申請企業名・人員名・対象月がわかるファイル名とすること 例：厚生年金事業者負担額 株式会社農林水産省 鈴木太郎 2026年03月分 例：法定福利費一覧 株式会社農林水産省 2025年分 鈴木太郎

よくあるご質問

分類	質問	回答
成果目標について	成果目標はどの期間内に達成すればよいですか。	カウント期間①（2026年1月～2026年12月末）カウント期間②（2027年1月～2027年12月末）のどちらかの期間が対象です。
成果目標について	成果目標を達成できなかった場合のペナルティはありますか。	補助事業者を通じて、達成できなかった要因の分析や達成のための取組を促す等の指導を行います。
成果目標について	複数の事業に参画する予定ですが、輸出実績のベースラインと輸出目標が他の事業者と重複してしまっていますが、申請を行うことはできますか。 （例：A事業に主申請者として参画、B事業に共同申請者として参画等）	1つの事業者が複数の事業に参画する場合、ベースラインと輸出目標は重複しないようにしてください。 また、重要市場事務局が、輸出目標が重複していると判断した場合、公募期間中、審査中、採択通知後のいずれかに輸出目標の修正を依頼する場合があります。 また、輸出目標の重複を修正した結果、成果目標基準（2倍以上）を満たせなくなった場合、採択された場合でも交付申請を受け付けられない場合があります。
成果目標について	令和7年度補正事業で採択されている事業で本事業に申請を行う場合、輸出目標の重複を排除する必要がありますか。	令和7年度補正事業に採択されている事業のベースラインおよび輸出目標とも重複しないよう修正し、申請を行ってください。

よくあるご質問

分類	質問	回答
申請単位について	同一の事業実施主体が複数の事業を申請することはできますか。	同一の事業実施主体が複数の事業を申請することは可能です。事業の採択は申請事業単位で行うため、同一の事業実施主体が複数の申請事業を申請した場合、1つの申請事業しか採択されない場合があります。複数の申請事業のそれぞれが連動しなければ、事業目標が達成できなくなる場合等は、1つの申請事業として申請してください。
申請単位について	1つの輸出重点品目を、複数の対象国へ輸出する取組の場合、1つの事業として申請することはできますか。	1つの輸出重点品目を複数の対象国へ輸出する事業を1つの事業として申請することは可能です。
申請単位について	事業内容と輸出重点品目は同じだが、対象国が異なる場合、それぞれの事業で複数の申請を行うことはできますか。	輸出重点品目、事業内容が同じであっても、対象国が異なれば異なる取組として申請することができます。
申請単位について	輸出重点品目と対象国は同一だが、事業内容が異なる場合、それぞれ別の事業として申請することはできますか。	輸出重点品目と対象国が同じ場合、事業内容が異なっても、2つの事業に分解して申請することはできません。
申請単位について	輸出重点品目だが認定品目団体がない場合、単独で申請可能でしょうか。輸出重点外品目の場合はどうすれば申請可能でしょうか。	認定品目団体がない輸出重点品目や輸出重点外品目については、いずれの場合も認定品目団体会員と有機的に連携した取組として申請いただく必要があります。これらの場合は、公募要領2.1（1）「認定品目団体が現に存在する場合」に該当しないため、認定品目団体の会員でなくても、公募要領2.2（2）輸出実績を有している等の要件を満たしていれば事業実施主体としての要件は満たしますが、公募要領2.2（3）b.に記載がある通り、認定品目団体会員と有機的に連携した取組内容であることが必要です。

よくあるご質問

分類	質問	回答
審査について	審査はどういった方法で行われますか。	審査は事業実施主体の適格性、事業実施内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策との関連性等を勘案して総合的に行います。公募選考会において審査を実施し、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、補助金交付候補者を選定します。
審査について	公募選考会の内容や、不採択になった際の理由は教えてもらえますか。	公募選考会の内容は非公開です。また、審査の経過や結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせにはお答えできません。
審査について	事業終了後、実績報告を行う必要はありますか。	事業実施主体は、補助事業の完了後、重要市場事業事務局に対して、実績報告書を提出する必要があります。

よくあるご質問

分類	質問	回答
その他	借入計画に変更が生じた場合、報告義務は発生しますか。	発生します。借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について重要市場事業事務局に報告を行ってください。
その他	今回の事業は来年度も実施されますか。	来年度において本事業が実施されるかは現時点では不明であり、お答えできません。
その他	本事業の実施に必要な所要額について、申請を行うときに見積書の提出は必要ですか。	公募申請時に見積書の提出は必須ではありませんが、必要に応じて費用の見積書等を提出いただく場合があります。

更新履歴

Ver	日付	区分	更新内容	備考
1.0	2026年5月25日	新規作成	—	